



医療・看護安全対策委員会情報（2006.6月号）

医療コンフリクト・マネジメントってご存知ですか？

意見や利害、行為、感情、価値が対立し葛藤する状況をコンフリクト（対立・闘争・紛争・論争・葛藤・不一致・不調和）と呼びます。

医療コンフリクト・マネジメントは医療事故という不幸な出来事をめぐって患者側、医療者双方に生じた様々な問題（感情的混乱や関係的不信、生活環境の変化など）を、訴訟のように敵対的・限定的にではなく、対話を通して、できるかぎり協働的かつ柔軟に解決していきましょうという考え方です。この方法の一つに **ADR** があります。ADR とは Alternative Dispute Resolution のことで、「裁判外紛争解決」と訳されています。

医療 **ADR** は医療の現場で起こった様々なトラブルや紛争を、裁判以外で解決していく試みです。厚労省では2005年6月に、ADR 制度の導入に向け具体的な検討を始めています。また、日本医療機能評価機構でもコンフリクト・マネジメント・スキル研修などの取り組みがなされています。みなさんも参加されてはいかがでしょうか。

引用・参考資料 和田仁孝：日本病院管理学会ニューズレター「医療安全」